

新型コロナウイルス感染症に係る 介護保険料 減免チェック表

【死亡、入院等】	
世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な疾病を負った。	⇒ 減免に該当します。

※ 「重篤な傷病」とは、1ヶ月以上の治療を要するなど症状が重い場合です。

【収入激減】
世帯の主たる生計維持者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。

はい いいえ ⇒ 減免に該当しません。



世帯の主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる。

はい いいえ ⇒ 減免に該当しません。



世帯の主たる生計維持者および減免申請者の前年の収入が明確である。

はい いいえ ⇒ 減免の判断ができません。
まずは所得の申告をしてください。



世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる収入の前年の所得額および前年の合計所得金額が0円以下ではない
--

はい いいえ ⇒ 減免に該当しません。



減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

はい いいえ ⇒ 減免に該当しません。



減免に該当します。



新型コロナウイルス感染症に関わる 減免チェック表

- ・ 国民健康保険税 (P8)
- ・ 後期高齢者医療保険料 (P8)
- ・ 介護保険料 (P9)